

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 法の有効期限の延長

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の有効期限を平成三十五年六月三十日まで延長し、同法は、同日限り、その効力を失うものとする。

（附則第二条関係）

第二 定義の追加

この法律において「高度化基盤整備」とは、製造過程の管理の高度化を行う前にその基盤となる施設及び体制を整備することをいうものとする。

（第二条第三項関係）

第三 基本方針の記載事項の追加等

一 厚生労働大臣及び農林水産大臣が定める製造過程の管理の高度化に関する基本方針においては、高度化基盤整備に関する基本的な事項を定めるものとする。

（第三条第二項関係）

二 一の基本方針は、食品の製造又は加工の過程における衛生管理及び品質管理に関する国際的動向を踏まえ、製造過程の管理の高度化が国内で製造され、又は加工される食品の輸出の促進に資することとなるよう配慮して定めるものとする。

（第三条第三項関係）

第四 高度化基準の記載事項の追加

厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定する法人が作成する製造過程の管理の高度化に関する基準（以下「高度化基準」という。）には、高度化基盤整備の内容に関する基準を記載しなければならないものとする。

（第四条第二項関係）

第五 高度化基盤整備計画の認定等

一 食品の製造又は加工の事業を行う者は、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、高度化基盤整備に関する計画（製造過程の管理の高度化に関する計画の認定を受けることができるものを除く。以下「高度化基盤整備計画」という。）を作成し、これを第四の指定を受けた法人に提出して、当該高度化基盤整備計画が高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができるものとする。

（第八条第一項関係）

二 高度化基盤整備計画には、高度化基盤整備の目標並びに内容及び実施時期を記載しなければならないものとする。

（第八条第二項関係）

三 その他高度化基盤整備計画の変更及び取消しに関し所要の規定を設けるものとする。

(第九条関係)

第六 株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け

株式会社日本政策金融公庫は、第五の一の認定を受けた者であつてその行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて高度化基盤整備計画に従つて高度化基盤整備を行うのに必要な製造・加工施設の取得等に必要なもの（他の金融機関が融通することを困難とするものであつて、その償還期限が十年を超えるものに限る。）の貸付けの業務を行うことができるものとする。

(第十条第一項関係)

第七 指定認定機関の業務の追加に伴う規定の整備

第四の指定を受けた法人が高度化基盤整備計画の認定の業務を行うことに伴う所要の規定の整備を行うこと。

(第十三条、第十五条から第十九条まで及び第二十二条関係)

第八 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。ただし、第一の改正規定は、公布の日から施行するものとする。

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。